

った。ii) 法制が出来れば問題が解決すると安易に考えがちであった。iii) 経済分析の技術が進歩したほどには社会分析の技術は発展しなかった。iv) 福祉をそれ自体独立したものとして理解し、福祉サービスの機能やニードの基準を、変化する諸条件との関連において見極めることをしなかった。v) ビジョンを持たず創意に欠けていた。

ここで興味深い点は、福祉政策がその目的を達成できなかった理由としてティトマスがあげるものは、いずれも福祉政策自体にまつわる問題であるということである。ティトマスは常に物事をより広い視野に立って理解しようとしたのであるが福祉政策の失敗に関しては福祉政策自体にその原因を求めている。著者はこの点を、ティトマスにおける「政治社会学」の欠陥と表現している。

VII

ティトマスは福祉政策に固有の研究方法を考え出してこれを例示した。それは福祉政策の特徴や運営に関する我々の理解を大きく前進させた。この点ではこの論文の著者も、ティトマスの功績を高く評価している。しかしフェビアン主義的なその研究方法がまたティトマスの限界ともなっていることを指摘している。福祉政策の目標と考えられている事柄が、そもそも我々の今日の社会で達成されるものなのだろうか。この点が、ティトマス以後の福祉政策研究者に残された課題であると指摘し、著者はこの論文を結んでいる。

Paul Wilding, Richard Titmuss and Social Welfare, Social and Economic Administration, Vol.10, No.3, Autumn 1976, pp.147-166.

(一圓光弥 健保連)

社会保障こぼれ話

社会保障の前進

(イラク)

この国には、1936年に労働災害の補償制度が採用され、社会保障の夜明けが訪げられている。その後の推移はともかく、1956年に、積立方式の制度により、退職や疾病に対する給付が設けられている。その後、1964年に社会保障法が制定され、社会保障制度の近代化が図られた。

1968年7月に政治的な改革が行なわれたが、新しい政治体制のもとに、社会保障制度にも意欲的な改善が進められている。社会保障制度の改善を企図した1969年の法律第112号が、1970年から実施されたが、これまでの法律やその改正法は、いうなれば、社会保障制度の改革を目指す序曲といえるものであった。本格的な改革を目指す段階は、1971年の法律第39号(年金・社会保障法)で、現行制度はこの法律で規定されている。

1971年法による現行制度は、労働者の保健、衛生、および生活水準の保障を企図している。また、第1段階として、短期間のうちに、年金・社会保障法によって、全労働者をカバーすることが目標とされている。新しい制度を管理・運営する機関には、その組織の基本的な活動を担当する部門として、健康保険、労働災害、年金、および社会サービスの4部門が設けられている。なお、最新の科学的手法を駆使するために、管理・運営にはコンピューターも導入されており、制度の管理・運営、財政、および技術的な分野において、寄与が期待されている。

健康保険部門の活動では、疾病や傷害が完全に治癒するまで、あるいは、廃疾が認定されるまで労働不能によって生じた喪失賃金の補償が支払われる。同時に、疾病や傷害に対して、医療が提供されている。また、女子労

(24頁につづく)

あろう。薬剤の消費の問題も、精力的に取り組まなければならない。厳密な検査は市民によって消費された量に制限されるべきではなくて、生産、配分、科学的研究、特許および価格にかんする改善された規則も含むべきである。

Control of Hospital Costs and Health Reform, Enpdep,
No. 3, 1973, pp. 10-24; No. 36, '74/75.



(20頁からつづく)

働者には、出産時に、出産に伴う助産や医療などのサービス、休暇と賃金100%の給付と一時金が用意されている。

労働災害部門の活動では、災害を蒙った労働者は、完全に治癒するか、もしくは、廃疾が認定されるまで、医療と現金の災害補償が提供される。また、被災者が永久的な完全廃疾か部分的廃疾となったときには、年金が支給され、被災者が死亡した場合には、遺族年金が支払われる。なお、外国で治療やリハビリテーションの処置を施す必要があれば、被災者を外国に送って、それらの処置を受けさせることができる。

年金部門の活動では、老齢、廃疾、および遺族の給付が、年金の形で用意されている。この国の社会保障制度は、老齢・廃疾・遺族給付、疾病・出産給付、および労働災害給付の3部門を1本の制度に統合する形で実施されており(失業給付と家族手当はまだ採用していない)、年金部門のうち、廃疾年金は業務外の廃疾とともに、業務上の廃疾にも支給されている。年金のうち、たとえば、老齢年金は20年の加入期間、男子60歳・女子55歳の年金年齢で支給され、保険を適用された雇用が男子で30年、女子で25年の場合には、上記の年金年齢に無関係に、年金を受給することができる。

社会サービス部門の活動には、全労働者の一般的な社会的サービスの計画とともに、病院、産院、診療所、幼稚園、職業学校、その他各種の施設の建設が含まれている。

ISSA, Asian News Sheet, No.2, Vol, VII, April 1977;
and Others.

(社会保障研究所 平石長久)